

平成21年度 第1回 長野県社会福祉審議会 議事録（要約）

日時：平成21年6月4日（木）

13：30～16：30

場所：県庁議会棟第1特別会議室

1 開会 （事務局）

それでは定刻になりましたので、平成21年度第1回の長野県社会福祉審議会を開会いたします。

本日は佐藤委員さん、鷹野委員さんが都合により欠席されておりますが、13名の委員の皆様に出席をいただいております。

それでは会議に入ります前に、和田社会部長からごあいさつ申し上げます。

2 あいさつ

社会部長の和田恭良でございます。

21年度の第1回の社会福祉審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして大変ありがとうございます。

最近の福祉をとりまく状況につきまして大きく2点を申し上げようと思います。ひとつは昨年来の世界同時不況により、景気雇用状況が悪化し、県民生活にも大変不安が広がったということです。

それに対する国や県の経済対策は、繰り返し取られてきております。その経過を簡単に申し上げますと、昨年末から年始に掛けて、県社協などと協力して、生活福祉資金あるいは福祉関係の就職説明会などの緊急対応を行いました。1月の県臨時議会で補正を組みまして、社会部関係では障害者グループホームの整備、あるいは県立社会福祉施設の環境改善、予算的には2,300万円ほどを前倒し実施したところです。

また国の経済対策が出まして、これも20年度の2月補正予算ですが、5億円余りの原資をもとに、従前あった介護福祉士の修学資金貸与制度を、臨時的措置として復活したほか、福祉施設等の環境整備に3,000万円、それから障害者自立対策臨時特例基金の3年間の延長と30億円余りの積み増しを、さらに新たに安心こども基金14億円余りを造成しました。

21年度の当初予算では、介護報酬及び障害福祉サービス報酬のプラス改定を受けて、280億円を超える県負担金について所要額を確保したほか、昨年度審議会において審議いただいた福祉人材の確保定着や、成年後見制度について事業の充実を図るなどの対応をとったところです。

さらに現在、国のさらなる経済対策が出ておりまして、これを踏まえて、県では事業規模700億円程度の新たな経済対策を先頃決定しまして、県民のくらしと地域力の向上につな

がる諸施策を進めることとしております。

社会部でも福祉介護の充実、社会福祉施設の安全性の強化、子育て支援など、各種事業に取り組んでいくこととしており、一部この6月補正に計上を予定しているところです。

国の大幅な交付金により、県としては財源的にも大分助かっているわけですが、こうした経済対策は一時的なもの、長くても3年ですので、これらも十分踏まえて、中期総合計画に定める各種目標の実現に向けて、着実に取り組んでまいりたいと考えています。

2点目は新型インフルエンザの関係です。

ご承知のように新型インフルエンザの発生が認められた4月28日に、県も対策本部を設置し、社会部としても県内の福祉施設、事業所などに逐次必要な情報を流すとともに、職員や業者に対する情報伝達の徹底、感染予防策の実施などを文書でお願いしたところです。

またこれまでほとんど想定されていなかった国内発生、県内発生、蔓延の事態という具体的な危機管理体制について、それぞれの事業所等における対応策について、県から事業所等に調査票を送り、回答を求めるという形で、施設等における具体的な検討が行われるように促したところです。

当初国が考えていたマニュアルは、大変毒性の強い鳥インフルを想定したもので、実際に今回患者が発生した地域あるいは自治体との間に、大変軋轢があり、結果的に国もかなり弾力的な対応を認めたわけですが、私どもにとっても他県や他地域の対応を見ながら、自身の行動マニュアルを点検するという大変貴重な経験になっていると思います。

まだ実際に終息したわけではなく、安心はできないわけですが、保育園あるいは通所サービスの場における様々な課題もメディア等で指摘されておりまして、今後そうした点についても対応策を検討していかなければならないと考えています。

以上2点ほど申し上げましたが、本日委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、本県の福祉行政の推進にお力添えを賜りますようお願いしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

議事に先立ちまして、事務局から委員の選任についてご報告を申し上げます。

委員2名の退任に伴いまして、新たに小口利幸委員と唐沢彦三委員を選任させていただいておりますのでご報告申し上げます。後ほどご紹介をいただければと思います。

それでは進行を合津委員長をお願いいたします。

3 議 事

(合津委員長)

皆様大変お忙しいところ、本日はご参集いただきましてありがとうございます。

昨年12月に、皆様ご承知のとおり、私と佐藤副委員長さん2名で知事さんとお会いでき、3回という限られた会議の中ですが、ご審議いただいた内容、特に4点と、さらに今後の

課題とすべき事項をご報告いたしました。

知事さんには予定の時間を超過し、私どもの提言を受け止め、今後の施策に反映させていくとお約束いただき、その内容は、本日幹事さんのほうからご報告をいただけることになっております。

最近、先ほど部長さんからもごあいさついただきましたが、雇用情勢の悪化ということで、特に私どもが第一のテーマとしてきました福祉人材の確保に関して、私ども大学あるいは専門学校、特に福祉関連の状況をお聞きしていますと、特に今年に入ってから、介護福祉士の養成に係る短大、専門学校で、入学希望者が、わずかではあるが昨年よりも増えている状況です。

特に新規高校卒業生ではなくて、一度就職をして新たに職を求める、その際資格を取得しておこうという方が非常に多いと聞いています。また先日、県内に技術専門学校というのがありますが、そこで開催されたホームヘルパー養成講座に講師として出席をしました。これはハローワークを通じた求職活動あるいは職能訓練ということで行っていますが、私は7～8年続けております。はじめの頃は、これから介護保険が始まるという時期で、受講生も多かったのですが、年々減り続け、30名くらいいた受講生さんが、昨年は定員30名に対し8名でした。それが今年、いろいろな対策等もあり、年1回だったものが2回になり、受講生も前期で25名まで増えております。これらのことを日頃の活動の中で少しではありますが実感しているところです。

ここで色々ご審議していただいた内容について、引き続きその推移を見守っていくとともに、県とも課題を共有し、今後の解決、推進方策をさらにご検討いただくとともに、社会福祉の範囲は非常に広まってきておりますので、その中で新たに生まれている課題等、忌憚なくご意見をいただければと思います。

今年度もまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議事に入ります。

では最初に、新たに選任されました小口委員さん、それから唐沢委員さんから、自己紹介をお願いしたいと思います。

(小口委員)

皆様こんにちは。塩尻市長を勤めます小口利率と申します。

市長会のほうにもメンバー変更がございまして、1年、山田市長がやっておられました。が、今度、社会福祉部会長を務めることになりましたので、また皆様方と一緒に、全体的な福祉のあり方を、勉強しながらやらせてもらいます。よろしくお願ひいたします。

(合津委員長)

続きまして、唐沢委員さんからお願いします。

(唐沢委員)

県の社会福祉協議会の会長をしております唐沢でございます。この3月まで、事務局長が委員をやっておりましたが定年退職いたしまして、今度は私がやったほうがいいということになりました。何かと皆様方のご指導の中で話を共々してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(合津委員長)

ありがとうございました。それではおふた方の新しい委員さんを加えまして、これから活発なご討議をよろしく願います。

では、会議事項につきましては、お手元にお配りした会議次第のとおりでございます。会議資料の確認につきましては、事務局から願います。

(事務局)

会議資料につきましては、「配布資料一覧」のとおりでございますが、1から4番までにつきましては事前にお送りしたものでございます。

それに加えて本日、追加でお配りしたものがございます。1つが「長野県新経済対策『くらし・地域力向上プロジェクト』大綱」。それから資料5-1としまして、事前にいただきましたご意見等についての資料。それともう1つ「平成21年度 民生行政の概要」であります。不足等ございましたら、係までお申し出いただければと思います。

(合津委員長)

それでは本日の審議会は、本年度第1回目ということになりますので、昨年度の審議経過、議論の内容等を踏まえて、特に本年度審議するテーマ、もちろん引き続きということもありましょうし、新たな課題ということもあるかと思えます。この方向について主要な議題にしたいと考えています。

審議に当たり、まずは昨年度、提言をした事項に関する県の対応、2点目として、提言関連以外の今年度の県の主要施策、3点目に、国の経済対策また、県でも先日経済対策が公表されましたので、とりわけ福祉関連施策、の大きく3点について県から関係資料が示されておりますので、まずはご説明をお願いします。

その上で、残された課題、又は新たに発生した課題や状況を踏まえて審議テーマなどについて委員の皆さん方からご意見を出し合っただき、できれば本日、審議テーマを集約する、ということを目指したいと考えております。

途中、休憩をはさみまして、4時半を目途に審議会を終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、この審議会の議事録につきましては、昨年度と同じく、県のホームページ上で公

開されることになっておりますので、ご承知おきを申し上げます。

また昨年度からお約束のとおり、必ず一人最低一発言ということで進めてまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

それではまず、平成20年度審議会の提言及び提言に関連する県施策について、事務局から順次、簡潔に説明をお願いいたします。

(1) 説明事項

ア 平成20年度社会福祉審議会の提言及び提言に関連する県施策について

(福祉政策課長)

資料 1 - 1 「『平成20年度社会福祉審議会の提言』に関連する主な県の施策について」説明

(地域福祉課長)

資料 1 - 2 「福祉・介護人材確保対策について」説明

資料 1 - 3 「福祉・介護人材の確保定着に係る各種制度及び支援事業について」説明

(福祉政策課長)

資料 1 - 4 「介護福祉士等修学資金緊急貸与事業補助金」説明

(長寿福祉課長)(障害福祉課長)

資料 1 - 5 「介護報酬、障害福祉サービス報酬の改定について」説明

(障害福祉課長)

資料 1 - 6 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案について」説明

(こども・家庭福祉課長)

資料 1 - 7 「児童相談所の相談体制の推移」説明

(長寿福祉課長)(地域福祉課長)

資料 1 - 8 「成年後見制度利用促進事業」説明

イ 平成21年度の県社会部の主要事業等について、ウ 国・県の経済対策関連施策について

(合津委員長)

それでは引き続きまして、次第のイとウになりますが、「平成21年度の県社会部の主要事業等について」、「平成21年度国・県の経済対策事業について」を一括してご説明をお願い

いたします。

(福祉政策課長)

資料2-1「社会部施策体系、社会部予算の概要」説明

(地域福祉課長)

資料2-2「地域福祉総合助成金交付事業」説明

(長寿福祉課長)

資料2-3「認知症高齢者支援事業」説明

資料2-4「新 長野県高齢者プランについて」説明

(障害者自立支援課長)

資料2-5「障害者の地域生活移行支援策の概要」説明

(こども・家庭福祉課長)

資料2-6「県立情緒障害児治療施設建設事業」説明

資料2-7「児童虐待及びDV相談状況について」説明

資料2-8「長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための被害支援計画(改訂版)について」

(福祉政策課長)

資料3-1「平成21年度 国の一次補正予算(案)に係る福祉関係事業の概要」説明

資料3-2「平成21年度 新長野県経済対策に係る社会部関係の施策概要」説明

(合津委員長)

どうもありがとうございました。次第にありますように、3つの観点から、県社会部からご説明いただきました。

このあと、本年度の審議テーマについて審議・議論をお願いしたいと思いますが、ここで10分間休憩をさせていただきたいと思います。その後、ただ今のご説明に対して、それぞれ専門の立場から、テーマ設定に向けてのご質問をまずお受けしたいと思いますので、この時間の中でおまとめいただければと思います。

では3時10分に再開をさせていただきたいと思います。

<<途中休憩>>

(2) 意見交換

(合津委員長)

それでは、審議を再開いたします。

冒頭申し上げたとおり、本年度のテーマは、この審議会が昨年度からの引き続きであることから、昨年度のテーマについても状況観察を含めて、引き続き今年度のテーマに取り上げることもあろうかと思えます。また、県の事業も、ただいまのご説明のとおり非常に膨大で、対応すべきテーマも多様化しているため、新しいテーマを立てることも視野に、議論をしていきたいと考えています。

最初に、ただいま社会部のほぼ全分野についてご説明を受けたわけですが、この説明に対しご質問がありましたら、テーマ設定に向けての質問ということで、いただきたいと思えます。10分程度の時間ですが、挙手の上、お願いします。

(大池委員)

県立情緒障害児短期治療施設建設について、お話をいただきしたいと思います。

諏訪の情緒障害児短期治療施設は、確か全国で10番目ぐらいにできたものだと思いますが、昔、自閉症といってもまだよく知られていないころには、自閉症は情緒障害の一種ととらえられていたんですね。それを治療するところが必要だということで、全国の短期治療施設というのが、本来は自閉症の治療施設という位置付けで出発したと思えます。その後変遷をたどり、ここ10年ぐらいは、入所者のほとんどが不登校児で、そこから学校に通学するというようになって、昔とはイメージがかなり違ってきています。

松本に移るといことになりましたが、やはり不登校児を対象にするのか、今度は違う児童を対象にした施設ができるのか、あるいは、不登校児を対象にするとしたら、本当に不登校児をどうするのかということについて、教育委員会や医療とも直接関係してやっていくという形になると思えます。寿台の養護学校でも、不登校への対応として、医療と連携して当たっていくという話があったので、どんな性格の施設ができるのか、教えていただければと思えます。

(金原こども・家庭福祉課長)

今、委員さんのおっしゃったとおり、かつて諏訪湖健康学園で入所していた子どもたちはそういった状況でしたが、現在、特に私どもが対象児童のメインと考えているのは、いわゆる発達障害と呼ばれる子どもたちで、具体的な診断名としては広汎性発達障害、ADHDという診断を受けていて、児童養護施設、学校、あるいは在宅で様々な問題を抱えている子どもたちです。具体的な対応について、本人も、その家族も、その子どもを取り巻く方、関係機関も具体的な対応がとり得ない、あるいは対応し切れていない部分が課題としてありますので、そういったことについて、例えば子どもに対しては自分の感情をある程度コントロールできるような、スキルアップできるようなプログラムの

展開、あるいはその家族、地域に対しては、そういった子供たちに対応するために具体的にどういったことをしていけばいいのか、そういうことを勉強していただく時間と空間、職員体制を整えていきたいと考えているところです。

(合津委員長)

よろしいですか、ありがとうございました。

(田口委員)

資料の1 - 4ですが、介護福祉士の皆さんの関係で説明がありましたが、たまたま私も昨日、上田の介護福祉士を養成する学校の視察に行っていました。ここは18年の4月に開校して今年で3年目、これまでに2回の卒業生を出したところですが、定員が60名です。ところが、去年は6割しか生徒さんがないということで、しかもその6割の中に社会人や男性が多いということでした。今、私も話を聞いていまして、この奨学金、3年間で原資が終了してしまえば、もう終わりということで、もっと長期に考えなくてはいけないのではないかと考えておりました。

また、フィリピンですとかベトナムからの生徒も受け入れなければいけない、それから児童養護施設からの生徒も、初めて1人、入学してもらったということでした。

それで、私が一番感じたことは、この養成学校の廊下に、来年卒業して資格をとられる方たちを目当てに、東京都から来た求人がすごく並んでいるんですね。1施設だけで30名とか、そして「これだけ給料を出します」と、もう提示しているわけです。ですので、長野県ももたもたしていると、みんなとられてしまうのではないかと。一生懸命皆さんがお考えになって、せっかく養成しても、そういうことも考えていかなければいけないかなと思いました。

それで、この奨学金を受ける生徒たちは、その先生のお話だと、非常に生活に困っていて、しかも寮がないから通わなければいけない。ぜひやりたいけれど、経済的にうまくいかない。そういうことも考えると、この3年という期間はちょっと問題ではないかと思いました。

(池田福祉政策課長)

修学資金の関係ですけれども、これも全額国の財源による事業ですけれども、3年後をどうしたらいいかということで、課題はありますけれども、3年だけやってみる、その後、景気が回復するかどうかわかりませんが、とりあえず国からは3年と言われております。各種学校、それから県外の学校にいても、長野県に就職した場合は返還免除になるということでもありますので、県外からの募集も若干あるという状態です。また、原資の5億円というのは、長野県への配分が5億円ということです。

(合津委員長)

ほかにございますか。児玉委員さん。

(児玉委員)

施設・居住系サービスの整備目標をご説明いただき、有料老人ホームも何人増えそうだということをお話いただいたんですが、私、いろいろなところで聞きますと、高齢者のひとり暮らしや、高齢者だけの世帯が増えてきている。その場合、例えば介護認定でこれ以上悪くはならないとされた人たちが生活している高齢者の世帯があります。

例えばこの資料の中には、養護老人ホームとか、経済的に十分でない人たちが入所する軽費老人ホームのA、B、Cというものが入っていないんですが、そういう方々に対して、具体的にはどう考えていらっしゃるのかということだけを少し説明してください。

なぜかという、所得の高い人だけではないんですね。確かに養護もここ数年来問題になっている。A、B、Cも、どうするのか国そのものがはっきりはしていないんですけども、その辺を長野県の場合、どうお考えになっていらっしゃるのか。

あるいは、関連で、例えば住宅課に関係するのかもしれないシルバーハウジングとか、そういうものの扱いをどう考えていらっしゃるのか。この辺は、非常に重要なことではないかを感じるものですから、お尋ねしたいと思います。

(清水長寿福祉課長)

その点は、資料2 - 4の4ページのところで若干簡単に触れただけで、数字として書いてありませんが、介護保険系の施設については、前のページで主なものをご説明していますが、実際の計画の中には、介護保険外のところで、今お話の養護老人ホームやケアハウス、そういったものについての目標も、市町村の老人福祉計画の中で定めたものを積み上げるという形で記載してあります。

同じようにシルバーハウジングあるいは高齢者専用賃貸住宅、そういったものについても計画の中で記載してあります。

ただ、今日の説明の中では、主な介護保険の中の施設・居住系サービスということでご説明してしまったので、そこは割愛させていただいたということです。

(岸田委員)

資料1 - 5にある介護報酬の今年の改定というのは、加算改定だったわけで、そうすると、加算がつくことで、利用者の負担額が増えてきているというところがすごくあって、事業所側としたら収益があるのかなのか、これで処遇改善がされているかどうかというのは、様子を見ていかないと、何とも言えない段階だと思います。それによって、利用者さん方の負担というのが増えているはずだと思います。

私たちがケアプランを組んでいく中でも、やはり利用者負担が増えて限度額を超えて

しまうので、制限をかけているケースもあります。そのため、利用者側に対する支援とか、今後県として様子を見ていくとか、アンケートをとるとか、何か考えはあるか、また、県に問い合わせ等々があるのかを教えてくださいたいんですが。

(清水課長)

県に対する問い合わせは、その部分については特に来ておりません。今回の報酬改定の影響、とりわけ介護従事者の処遇改善という面でどういう効果があったのかという辺りについては、県というよりは国の社会保障審議会の中に介護給付費分科会というのがありますが、その中で再三問題になってきております。

それで、去年の12月だったと思いますが、報酬改定はするとしても、その改定の影響は調査しなければならないということで、今年4月に、調査実施委員会というのが国の社会保障審議会介護給付費分科会の中にできています。

調査の方法ですが、今年10月1日を調査日として、介護老人福祉施設、つまり特養以下グループホームまで6種類の事業所、特に介護従事者の多い事業所6種類について、全国では63,000施設中6,000施設、ですから10分の1ぐらいとかなりの抽出率かと思いますが、抽出調査をすることになっています。本県に置きかえると、1,500施設中の150施設ぐらいかと思います。

調査の中身は、施設・事業所の調査として給与の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、それから従事者調査として、勤務形態、労働時間、基本給という辺りを調査するということになります。

この調査は今年4月の報酬改定、先ほどご説明した3%アップについての調査ですが、さらに今回経済対策で、介護従事者に対して処遇改善のための交付金を出すというのがありまして、これが同じように10月から始まります。その影響については、また改めてこのあと調査しなければいけないということで、国のレベルで、何段階にもわたってこの辺の調査をすることになっています。

調査の中身は、今ひとつ具体的にわかっていませんし、その結果どういふふうになっていくのかもわからないのですが、今の段階で、これに重ねて県のレベルで調査することとは、まだ考えてはおりません。

(合津委員長)

利用者負担もあわせて増えるということは、限度額が変わっていませんので、逆に言えば、受けられるサービスが減ってしまうということも生んでいるわけですが、

(清水課長)

今回、報酬の基本部分を変えておりませんので、区分支給限度額、つまり要介護度別の上限は変えていませんけれども、実際問題、その区分支給限度額目いっぱい、という

ケースがどのくらいあるのかは、調査しようと思えばできるのでしょうか。

要介護度別でばらつきはあるんですけども、区分支給限度額に対するその利用率というのは、平均すると5割を切っています。ですから、場合によってそのぎりぎりのところを超えてしまうので、1割負担だったものが10割になってしまうケースはあるとは思いますが、それほど多くないのではないかと思います。実際、岸田さん、ケアマネジメントをやっている、そうそう頻発するようなものでしょうか。

(岸田委員)

頻発するほどのことはないですが、さきほど言ったようにヘルパーの利用制限、デイの利用制限、ショートの利用制限があったりして、短時間利用に変わっていたり、ということをやっています。

今までかからなかったお金が少しアップしていることに関して、今回の対策の中に、事業者側に対する支援策というのはありますが、利用者さん、家族とか住民とかに対する支援策という部分をちょっと確認したかったので質問をしてみました。

(清水課長)

今の「制限」というのは、どういう意味ですか。

(岸田委員)

制限というのは、限度額があって、加算のところにも6単位とか12単位のサービス提供体制加算がついたことで、利用者さん側の負担が増えているはずなんです。ですので、割り計算をしていくと、1回の利用額が上がっているんです。ヘルパーさんの利用額も上がっていたりするので、身体介護等が上がって、回数制限が入っているはずなんです。

中には限度額目いっぱい使っていたり、独居であったりということで、その利用負担額が増えている中で、でも来てほしいとなると、自己負担に跳ね返ってくるから、介護保険外の自費負担が増えているはずだと思うんですね。それに対して支援策のようなものが、今後、あるのか、ないのか。そういうところでサービスの質の低下があってはいけないので、ちょっと確認をしたかったんです。

(清水課長)

要するに区分支給限度額を超えてしまった時の話ということですね。だから、そこは10割負担になってしまうからということですね。

それは今回の影響としてあり得る話だろうと思いますけれども、もともとその区分支給限度額があったりしたと思うので、今回の制度改正の前後で、そういうのが実態として相当増えたということがあるのでしょうか。そこがよくわからない。調べるといえば調べる方法があるのかもしれませんが、その辺はどんな感じですか。

(合津委員長)

そのあたりを調査することも含めて、今、質疑・追加説明ということで時間をとらせていただきましたが、本題に入ってきていると思いますので、不明な点は幹事さん方に質問をしながら、審議テーマにかかわる内容に移っていきたいと思います。

昨年の提言も、大項目として提言事項が4点、その下に提言要旨、さらに個別事項、つまり大項目、中項目、個別事項という形で中身を作成いたしました。そのたたき台になったのは、委員の皆さん方から出していただいた個別意見と、それを集約したものです。したがって、まずは個別意見、個別に審議していくべきテーマ、という形でご意見をいただければと思っております。

それで議論の仕方ですが、できれば、一つ意見を言っていただき、それに関連した形で出していただければ、まとめやすいということです。ただし、それにとらわれる必要はありませんので、ご自由にご発言をお願いしたいと思います。そのようにまとめていきたいと思っておりますので、ご意見をお願いいたします。

(唐沢委員)

人材の話で、福祉関係の人材が非常に不足しているということは事実だと思います。また、私ども社会福祉協議会も、人材に関する事業をやったり、県から委託を受けたりしてやっていますが、新規で福祉の職場体験事業とか、潜在有資格者の支援事業とか、いろいろ出てきたことは、大変喜ばしいことかなと思います。

そういう中で今度、特に高校生の職場体験ということ、国で大変な力を入れているし、県も私どもも力を入れてやっているんですが、第1回募集をしたところ、県内に高校は100幾つあるかと思いますが、実際には23~24の学校で話を聞きたいという程度です。もう少し私どももPRしなくてはいいませんが、やはり県の教育委員会とか、県自身も、高校に対して、もうちょっと関心を持ってもらうようにしたほうがいいと思っています。

それで、人材の問題を考えますと、今までは非常に人材不足だったのですが、5月に入って、求職も若干伸びていることは事実です。これを今後、一層伸ばしていくには果たしてどうすべきか、というときに、ここから私の提案なんですが、一つは、潜在有資格者等の支援事業などを見たときに、結婚して又は子供を産んで離れるという方がいるんですが、この人たちが今度、子供をどうやってみるのか。例えば研修に行っているときの制度はいろいろあるんですが、実際に職場に就職して、夜間勤務や日曜勤務がある場合、子供たちを一体、だれがどこでどうやってみるのか、制度が一つもないわけです。ですからこういう現場で本当に必要ならば、24時間保育というものを、私はつくるべきではないかと思っております。

これはもちろん国が金を出したり、制度をつくったりしなければならぬんですが、県あるいは各市町村も率先して運動をして、病院の看護師、女性医師、あるいは介護士

というものすべてを含めた、介護と福祉と医療を一つにした保育施設をつくる方向に進めていったらどうかご提案申し上げておきます。

(合津委員長)

ありがとうございます。唐沢委員さんから人材ということで、先ほど田口委員さんからも介護人材の確保ということでしたけれども、まずはその点に関連してございますか。

(児玉委員)

私、あるときに、県立高校の学校評議員をやっていたことがあって、いろいろ資料を頂戴したんですが、進路指導の先生たちが、3K職場であるこの分野をあまり勧められないということ、何年間か関わらせていただいて感じました。

それは近隣の学校でもやはり似たようなことが起きていて、親御さんたちばかりか、さらに先生たちが輪をかけて、単に「条件が悪い」だけでなく、「行きにくい」という環境をつくっている部分もあるかもしれない。そこで、一度進路指導の先生たちも集めて、向こう3年間の限定でも、「こういう事業があるんだ」ということを通じて、魅力づくりを進めていただくとよろしいのではないかと感じました。

(合津委員長)

ありがとうございます。私が発言していいかわかりませんが、私ども大学の立場で高校訪問に行くと、以前、福祉は就職対象になっていたんですが、今は学校の先生のほうから、ちょっと言葉は悪いですが、「進路からはずしている」つまり「勧めない」と言われて帰ってくる例が多いですね。やはり親御さんも、今、お話ありましたように、「福祉は行かないほうがいい」と思っていたり、福祉学部に来ている学生でも一般系へ就職したりということが非常に目立ってきている現状があります。

そうした意味では、高校、あるいは中学から、そうした福祉の魅力も含めて、「K」ばかりを見るのではなく、もう少し連携したらいいと私も感じております。

(高岡委員)

ただいまの福祉介護人材の確保ということについては、長野県社協に県が委託をして、人材確保定着推進会議を設けているのは、もう周知の事実だと思います。それで、私、今回、事前の質問の中に、県の社会福祉にかかわる審議会・委員会等の状況について教えていただきたいということで、今日、資料を出していただきましたら、福祉審議会と障害者の施策推進協議会、それから、第4期の介護保険事業支援計画、老人福祉計画策定懇話会等々ということでありました。できれば、人材確保の定着推進会議等もあるわけですから、そういったものも広く含めて、この審議会・委員会等の現状を私は知りたかったと思っています。

それから、この福祉介護人材の確保については、昨今の経済不況や、迫り来る高齢化の問題の中で、国家の喫緊な課題だと思います。

そういった中で、国も県も市町村も、真剣に腰を上げてやり始めているんですが、あまりにも「経済対策」ということが表に出て行きすぎてしまうと、例えば経過措置的に「今は不況だから」という取り組みで終わってしまう。好不況の中で、これまでたまたま福祉介護分野では人材確保が厳しかったのが、今度はこちらへ流れてきている。対策を講じる、講じない以前の、自然な経済状況の結果なのであれば、取り組みの効果をきちんと検証することが、なかなか難しい面もあるかと思っています。

それで、言いたいことは、先ほど岸田委員さんからもありましたけれども、介護報酬額が改定されましたが、これは国としては介護保険制度の充実を目指したものですから、現実問題として介護現場で働く皆さんの身分保障が本当によくならないと意味がない。経済不況だから、民間雇用が厳しいから、ということで人が流れてきたのか、そのあたりをきちんと整理をしていかななくてはいけないのではないかと思います。

そのためには、県がせっかく設置した県社協にある人材確保定着推進会議で提案されたものを、またこの審議会で提案されたものを、幾つかきちんと県が事業化を図っているわけですから、その効果をきちんと検証した上で、また前に進んでいく方法も考えていく必要があるのではないかと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。効果測定というと、いろいろな場所で研修がされていることは今日説明がありましたけれども、それがどのくらい効果を上げているか、その効果測定はできているのかという問題も、また含んでいるかと思っています。ほかにございますか。

(田口委員)

どうしても今日は聞いてきてほしいことがありまして、資料2 - 4でございます。

個別の問題になるかもしれませんが、大きく考えれば全体的な問題だと思うので、ぜひ聞いてほしいと思います。

要介護度5の方の話ですが、3年前に動脈瘤の手術をして、そのあと急性くも膜下血腫、脳挫傷、廃用症候群、今、経管栄養を受けていますが、本当に重症の方です。けれども、施設のほうでは3か月経つとすぐ「出てください」と、おっしゃるわけです。

この3年の間に、この方はもう5か所の病院を転々とさせられています。奥さんは高齢者で、網膜はく離などをしたり、メニエールの病気を持っているので車の運転もできません。私のところに来て泣くだけで、私も一緒になって考えてあげていますが、もう限界です。

ここの2ページにあります、「自宅や地域で暮らし続けるような支援体制の整備」とありますが、こういう重症な人たちに対しても、「3か月で出て行け」というような制度を

何とかならないかと私は非常に思います。

ケアマネージャーを始め、あらゆる方に相談してみますが解決が付きません。では施設の方たちは何とおっしゃるかという、「こんな重症な人を家に連れて行って見るのは大変だね」と言う一方で「出ていってください」と。こういう問題が今いっぱいあると思うんです。施設が足りないという問題です。

私は本当かどうか確認しておりませんが、老健を3か月ごとに出る人たちが全部、3か月经つと次の病院へ、また3か月经つと次の病院へ、ということはあるものなのでしょう。私は「そんなことないと思うよ」と言うのですが、「いや現実はそのなんだ」とおっしゃいます。「だから私たちが入るところがない」と。こういう現実をわかってほしいと思います。紙の上では大変きれいなことが書いてあるけれども、もっと下の部分では苦しんでいる人がたくさんいるということもわかってほしいと思って申し上げました。

(合津委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか、関連で。これは人材というよりも利用者の問題ですね。

(岸田委員)

ケース的には多分あると思います。やはり施設の中で、さきほどの人材の問題も影響してくるんですね。夜間の看護体制がしっかり整備されていなかったりすると、やはりリスク管理を考えてしまう施設もあったりするわけです。特に老人保健施設とか、福祉施設の中に看護職が足りない状況で、夜勤をやらない看護師さんたちもかなりおりますので、そうすると、医療依存度の高い方をどうしても敬遠しがちになるというのはあるんですね。そうすると、やはり在宅で、という形にもなってくるので、この介護と医療との連携強化というのは、切り離せない一つの課題だと思うんですね。

今後、どのように福祉と介護を結びつけて、地域で安心できる地域づくりができるかということも、やはり考えていかなければいけない課題だと思います。だから今、田口さんがおっしゃったようなケースも、本当に多々あります。

(高岡委員)

今、田口委員さんのお話というのは、要するに基盤整備の問題であって、例えばALS(筋萎縮性側索硬化症)とか、重度の障害者であったり、気管切開をしたり、なかなか介護の手間がかかる。今、岸田委員さんからもお話あったように、病院とか老健とかという施設では少し敬遠されがちの方も、実際いることはいます。

ただ、私は結構長野県というのは、そういった意味では理解があるほうで、施設整備が進んでいると思っているんですが、どんな施設がどのように整備されているかという

ことを、一度こういう場に、机の上に数字できちんと出してあげたらいいと思います。そうすると、その辺のバランス、需要に対してどれだけ供給しなくてはいけないかということが、賢明に判断できるのではないかと思います。

その老人保健施設の3か月ごとに出ていけというのは、それはおそらく入所対象判定委員会というのは3か月に一回必ずやらなくてはいけないので、そういう意味でお話があったのかなと思うんですけれども、もともと老人保健施設は中間施設ですから、あくまでも医療施設から在宅へ移行するまでの期間の経過施設ですよね。そういった意味では、むしろ長期間いることはあまり好ましくないということになるわけです。

では長期間いるところはどこなのかと、それが介護型の療養施設であったり、特別養護老人ホームであったりということになると思います。そういった整備が長野県でどのくらい進められているか、こういうふうに話を落としていかないと、なかなか基盤整備の話というのは、難しい話だとは思いますが。

どのくらい、長野県にそういう施設が整備をされているかということを中心に机の上に出したら、一つ一つ解決していくのではないかと思います。

続いて、せっかくですので県の事業について発言しようと思います。

私は福祉政策の基本視点というのは、昨年度から一貫して訴え続けておりますけれども、やはり利用者とサービスの間をつなげる、機関の充実が一番だと思います。今年もテーマの一つにやはり「福祉相談支援機関」を取り上げてくれと、私のほうで提案をしておきました。例えば高齢者であれば、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、障害者であれば、長野県は先駆的に取り組んでいますが、障害者の総合支援センター、児童でいえば、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった、対象者とそのサービスの間をつなぐ、コーディネートをする、そういう間でお仕事をする皆さんの充実を図ることが、やはり利用者にとっても、また基盤整備をする側にとっても一番大切なことなのではないか、それが福祉の基本視点にもつながっていくのではないかと思います。福祉政策というのは予算があるからやるものではなくて、人の生活や生命を守るためにやるものなので予算をつけると。こういう考え方からすると、やはり福祉サービス、政策というのは、過不足のないサービスの提供が一番だと思います。そういった意味で、中間に立つ福祉相談支援機関の充実というものを、何よりも喫緊の課題として取り組んでいただければと思います。

その件に絡んで、実はスクールソーシャルワーカーの予算が、県の予算を見てみたら、マイナス2,000万円ぐらいになっていて、昨年は3,000万円ぐらいあったのが、今年は992万円。聞くところでは、これは市町村対応に移行したとかという話も聞きました。これがどういう経過かわかりませんが、相談支援機関の評価、効果の検証ということについては、なかなか時間がかかることだと思います。なので、やはりある程度期間を見て、時間を置いて効果を検証していただくのがいいのではないかと思います。

最後に一つ、これは実は私の近いところで重度の視覚障害者の方がいまして、県の審

議会に行ったらこれだけは訴えてきてくれと言われたので、今日持ってきました。

実は資料1 - 6にある、重度の視覚障害者の移動支援ということなんですけれども、重度の視覚障害者というのは本当に移動支援に汲々としています。こういったものの具体的なイメージがまだなかなかないので、この点について、何か政策として展開できるものがあれば、重度の視覚障害者ももっと余暇活動や、日常生活の活動範囲、生活圏域が広がっていくと思うので、この点についてのサービスの現状と今後の取り組みについて、何か県でお考えになっていることがあれば教えていただきたいと思います。

(寺沢障害福祉課長)

重度の障害者については、現状では、先ほど申し上げました地域生活支援事業ということで、市町村が外出支援を実施しています。これは視覚障害者だけではなく、知的障害者の皆さん方の外出支援も同様に行われています。

まず視覚障害者の場合だけ持ち出しますと、今、実施しているのは、従来ガイドヘルパーと言われていましたが、今のお話の、視覚障害者の皆さんが病院へ行ったり、外出をしたりといった場合の支援です。具体的には、例えば長野県の場合は聴覚障害者の協会等に登録していただいたヘルパーがいらっしゃいますので、そのヘルパーの皆さん方をそこから派遣していただく、というやり方です。耳も目も両方不自由な、盲ろうあ者という方もいらして、そういう方に対しても登録の上サービスを受けていただいております。

今、お話がありましたように、対象者がいらっしゃるんですが、サービスが提供ができるところが少ないのがやはり課題かと思っております。視覚障害者協会等は、全県に網羅したサービス体制ということでやっていただいておりますので、そういう方がいらっしゃる場合は登録をしてサービスを受けていただく、そんなことを市町村の皆さんに知っていただきながら進めていきたいと思っております。

(高岡委員)

その方のお話ですと、ガイドヘルパーとか、外出支援サービスのことはよくご理解されているんですね。ただ、利用したときに、例えばタクシー代も全部自分持ちなんですね。要するにその方が訴えるには、私がもし目が見えていたら、自分で車も買えて、自分で運転して、タクシーの運賃なんかそんなにかからないわけです。視覚に障害があるがゆえに、すべてタクシー代、運賃がかかってくるわけです。公共交通機関が発達している都市部だったら、ガイドヘルパーさんとか外出支援サービスが効果的に使えるかもしれないけれど、車社会の中山間地においては、行くたびにタクシー代が発生するわけです。

例えば、私、東御市ですけれども、東御市から上田市まで行きましょうという、タクシー代が2,000円や3,000円ですね。これ電車で、しなの鉄道で行ったら、わずか100数

十円とかで済むわけです。そういう負担がとても大変なんだというお話なんですね。そういうものへの支援策というのは、福祉有償サービスとか、その程度しかないんですね。そういうことを多分訴えられていたのではないかと思います。

(福岡委員)

それに関連して。このような議論の流れになれば、発言させてもらおうかとずっと思っていたんですが、高岡委員さんの問題意識というのは、私とほとんどぴったり一致して、私どものところで、今度、自立支援協議会で、移送サービスのプロジェクトをつくらなければならないところまで追い詰められているようなところでして、送り迎えのサービスが本当に少なく、他にいろいろなサービスはあるのに出ていけないと。こういうときに唯一、制度化されているのは福祉有償運送ですが、これは私の法人でもやっていますが、全く事業にならなくて、しかも相当縛りが厳しくて、タクシー業者と同じぐらいの縛りの中でやらざるを得ないというがんじがらめサービスになっています。

それで、よく見ると、例えば朝夕は高齢関係も障害者関係も、送迎車がデイサービス銀座のように走り回っているんです。一方で、タクシー業者は観光客も減って、随分、閑古鳥なんです。こういうのを事業化しようとする、全く事業ベースに乗らないという中で、これは別に障害のある方に限らず、高齢の方もそうですが、今、長野県のような過疎地で一番取り組まなければいけないのは、足の問題を、法の網をうまくクリアしながらどのようにできるか、こうした面が一番大事なところに来ているように思っていたので、ちょっと唐突なテーマかもしれないですが、高岡委員の発言を受けて、ちょうどいい時期だと思ったので発言させてもらったところです。

(合津委員長)

ありがとうございました。その点については、今のサービス提供体制、あるいは制度面からしても非常に重要で、例えば社協の取り組みとして、安曇野市などの、タクシー会社を使った1回300円のデマンド交通、そういうものも参考になるのかもしれない。

昨年度のテーマも含めて、虐待、子育て支援、それから成年後見、権利擁護ですね。そういった問題のほかに、増田先生、いかがでしょうか。特に虐待の説明の中で、虐待件数が横ばい、あるいは減ってきたという説明がありましたけれども。

(増田委員)

老人・障害者福祉から、一たん子どもの話題に変えさせていただきます。昨年度もお話しましたが、10年後、20年後、将来長野県を支えてくれるはずの子供たちを守り、育てるとするのが非常に大事だと思っています。県の福祉政策の大事な柱であり、優先順位はかなり高いと考えています。昨年度に引き続いて、児童虐待及びその他の子どもの問題について、引き続き審議をお願いします。3点ほどお願いします。

まず1点ですが、今、虐待されている子どもへの対応強化。先ほど児童相談所の職員数が増加というお話をいただきましたが、1年間にわずか2人、児童福祉司1人、児童心理司1人、長野県の子供たち30万人に対してそれだけ。県内の児童相談所、5か所あるんですが、そこに保健師はたった1人です、県内にたった1人。それで、わずかながら担当職員の方は増やしていただいて、19年度から20年度は確か5人増加だったと思うんですが、さらなる増員をお願いいたします。

それから2点目、虐待の早期発見と予防についてですが、虐待の早期発見について考えるとき、どうしても近所の目、親御さん、あるいは警察というのに目が向くんですが、実は学校現場というのが、早期発見にとって非常に重要な場所だと考えています。日本全国で、小・中学校の教職員60万人以上いるんですね。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを含めると、ほとんど毎日、子供たちに接している大人が70万人近くいます。それに対して、日本全国で児童相談所で働く児童心理司は2,000人弱です。ですから、児童相談所の職員の方に頑張っているのももちろんですが、学校現場で児童虐待に対する意識があれば、もっと早く隠れている児童虐待を見つけられると思いますので、学校現場との連携をさらに強力に進めていただきたい、どのような手だてがあるかについて、一緒に考えていただきたいと思います。

それから、加害者である親への援助に関して、児童相談所でここ3年間、家族関係支援プログラムが行われていると、今日いただいた資料に書いてあったんですが、何件ぐらいの家族で、これが実行されたのかということについてお伺いしたいと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。関連して、では田中委員さん、お願いします。

(田中委員)

今の意見に関して、資料1-1、6ページの3番の6、「小・中学校で児童虐待に関する研修を実施すること」ということがあります。平成21年の予定に、義務校長研修会というのが入っていますから、21年度はこの予定でやるのだと思いますけれども、私自身がスクールカウンセラーをやっている関係で、学校現場もそういうことに関しては、他の機関と一緒に対応するというふうに、大分学校も開かれてきたと感じております。まだまだ不十分なところはあるかと思いますが、

それで、例えばこういう校長研修といったことも大切ですが、現実には、担任の先生が、発見といいますか、気がつくということもとてもあるのではないかと思います。それで新任の校長先生であればこういう研修をやっていただいていると思いますが、もっと数多く、中学だったら生徒指導の先生が必ず虐待のことに関わってきますので、そういう方も入っていただく研修会などもいいのではないかと考えています。

それから、先ほど課長さんのほうから、情短施設(情緒障害児短期治療施設)の新築

についてのお話があって、今は発達障害の子が入所する施設になっておりますというお話がありましたが、虐待をされるお子さんの中にも、かなりこういう問題を抱えているお子さんがいまして、結局、親が、こういうことがわからないことでイライラしてしまう、という状況のお家もあることを私は感じております。

昨日もそういうお母さんと面談をしましたが、「どうしても子どもをかわいく思えないんです」とおっしゃるんです。たまたま母子家庭のお母さんで、忙しいんですね。「どうしてこちらの言うことがわからないんでしょうか」という相談だったんです。

そういうお子さんというのは、はたから見ればいろいろな問題を起こしやすく見える。本人は一生懸命やろうとしているんですけれども、そういうふうにならざるを得ない状況があるということなんですね。そういうことをできるだけいろいろな人に理解してもらおうシステムづくりといいますか、「そういうお子さんもいますよ」ということを、わかりやすく説明できる場というの、今後は必要になってくるのではないかと感じております。児童クラブとか児童館などでも、そういう障害のようなものを持っているお子さんに対してとても苦労されているんですね。そういう子に対する、受け入れ体制の充実も考えていただいているようですので、とてもそれはありがたいと思っております。

もう一つ。そういう虐待をされたお子さんが、親子を分離したほうが良いということで、例えば児童養護施設へ入所するとか、情短施設に入所するとかということになったときに、その施設の職員もとても過酷な労働をしているんですね。学校へ行く以外は24時間子どもがおりますので。例えば設備面は、どこの施設もとてもいい設備が整っているのではないかと思っていますが、そういう子を受け入れた場合、そういうお子さんが多い場合に、その子を育てていくのはとても難しいことなんですね。そういうところへの人的な援助は、長野県の場合は基準よりも多くて、それで国の配置基準も見直しが検討されていると聞いていますけれども、それでも親子を分離して、「施設に入れたからそれでいいんだ」ではなくて、そのあともしっかり見届けていきたいと思っております。

(合津委員長)

ありがとうございます。昨年度も虐待の問題は、子育て支援というところで取り上げさせていただきました。虐待ということでは、高齢者虐待の問題も出てきたりします。

では神戸委員さん、お願いします。

(神戸委員)

高齢者虐待にも関連して、権利擁護に関する施策について、私のほうから提案させていただきます。昨年度も権利擁護に関する総合相談窓口の設置ですとか、成年後見制度の利用普及のための施策をお願いしますということでご検討いただき、今年度、資料1-8にもありましたが、成年後見制度の促進事業ということで、県社協さんのほうで取り組んでいただく予算もとっていただき、大変ありがたく思います。

まず相談体制について、社協さんが主体となって、モデル地区で今年度検討するということですが、どのような具体的な体制でやっていかれるのか、まだこれから検討なさるところかもしれませんが。社協さんがやっている、同じような福祉施設の介護アドバイザー的な制度を、弁護士会も協力してやっているものがありますが、相談実績があまりないのではないかと思います。それで、今回もこれから制度を構築されていくと思いますけれども、相談の実績がきちんと出るような体制をつくっていただきたいと思います。例えば案内をして、「相談があったら来てください」というのでは、日中業務もお忙しかったりするとなかなか実績が上がらないのではないかと思います。定期的な相談の機会を設けるとか、PRも重要だと思いますし、効果の上がる制度構築をお願いしたいと思います。

それから、同じく資料1 - 8のところ、昨年度、私のほうからも提案させていただいた、成年後見センター等も含めて、支援体制のあり方を検討する懇談会などをやられると思いますけれども、こちらについても、成年後見制度の普及とか、その補足というのは緊急な課題だと思います。私たち弁護士会に対して、家庭裁判所に対しての申し立て件数も増えております。その中で、多くは親族の方が後見人を行っているケースがまだ多いと思われます。親族後見というのは、先ほどのお話の高齢者虐待の中でも経済的虐待に通じることがとても多くて、親族後見に対しては家庭裁判所なども問題を感じているところです。そこで、弁護士等の第三者後見人の要請がとても強くなっていて、それは弁護士会、司法書士会などの専門家も対応していかなければいけないところですが、なかなか費用の問題などで第三者後見が難しく、親族後見をしていることで虐待的なことが生じてしまっていることもありますので、第三者後見人の育成、第三者後見の法的な機関の設置などの検討をぜひ進めていただきたいと思います。

高齢者虐待については、経済的な虐待もとても多いと思いますし、虐待防止法の施行によって、基本的には市町村レベルでネットワーク会議をつくって、県内各市町村で検討されていると思います。私がいる中信地区でも、それぞれ自治体でやっていますが、やはり温度差があり、進み具合も違うと思いますので、県としては、全体の実施状況の把握、市町村に対する働きかけなどを、ぜひともしていただきたいと思います。

(合津委員長)

ありがとうございます。1点だけお聞きしたいんですが、このモデル事業は常設ということになるんですか。それとも、ピンポイントでされるのでしょうか。

(清水課長)

モデル事業としては、21年度限りと考えています。その間に、今、委員さんおっしゃったような、どこまで広がりを持たせられるか、どんな仕組みがいいのかというのはわからないけれども、つくりたいと思っているわけです。だから、今おっしゃったような、

第三者後見人の育成のような話とか、成年後見センターそのものの話ですとか、その辺の話は、この懇談会の中で出るとは思いますが、いずれにしてもモデル事業としては今年で終了し、次のステップに行きたいと思っています。

(合津委員長)

その相談窓口というのは、イメージとしては何日かに一回とかということですか。

(清水課長)

相談窓口そのものは、例えば高齢者でいえば、それは地域包括センターになっているわけですし、成年後見制度の中でいえば、親族以外に後見の申し立てができるのは市町村長ということになっているわけですから、そこはもう、どうしても市町村になるんだろうと思います。ただ、市町村といっても力量の差もあるでしょうし、職員も人事異動で変わってしまうケースもあるでしょうし、そこを何とかサポートする仕組みがないと、動かないだろうというのが発想の原点にはあるということです。

(合津委員長)

ありがとうございます。では大池委員さん、お願いします。

(大池委員)

では私も、事前に質問した点について触れておきたいと思います。

1点、私の質問の障害者の関係の中に入りますが、先ほどいった情短施設、これについては、私、もう30年か40年ぐらい、ずっと自閉症、学習障害児(LD)、ADHD、アスペルガーなどにつき合ってきました。

この施設ができるということは、自閉症とか広汎性発達障害の関係者については夢のような話でして、医療と宿泊施設と学校とが合体してこれをやってくれということをやっと県にお願いして、自閉症対策連絡協議会のようなものを県で開いていただき、いろいろ提言をしたんですが、これが実際にはあまりうまく機能はしてきませんでした。例えばそこで提言されたことで、信濃学園の中で、母親たちに、どうやって療育したらいいか、一時的に泊まってもらうという取組も一応やりました。精神保健福祉センターを中心に県下を回覧して、学校などで相談を受けましょう、ということになりましたけれども。

先ほどの話を聞きますと、お医者さんや教員がいて、宿泊施設や学校があって、LDやその他いろいろな相談を総合的に受け付ける、広汎性発達障害、自閉症、LDその他多くの子供たちの中心的な相談・治療機関ということも書いてあります。そうなるとしたら、これはもう本当に夢のような話ですので、充実してやっていただければありがたいと思います。

1点気になるのは、この情短施設をこれまで管轄していたのは、主に県の児童相談所の経験者の皆さんでした。今度は指定管理者制度を導入という形になっているので、その辺がちょっと心配かなと思います。できたら県が十分サポート体制をとり、円滑にやっていたら、ということが1点です。

2点目は本題に戻りますが、この会議も2年目なので、やはり去年のように自由に発言というのではなく、もう少しテーマを絞って進めないといけないかと思えます。

一応、全般にわたって触れていただきたいと思いますが、去年も私は同じことを言いましたが、「民生行政の概要」の204ページの「相談体制」を見まして、スタッフは10圏域に148人いると。昔のことを考えれば、もうこれも夢のような話です。障害者に対して、相談支援専門員、療育コーディネーター、生活支援ワーカー、就業支援ワーカー、アドバイザー、コーディネーター、工賃アップ推進員、スタッフは10圏域で148人。この人件費などは膨大なもので、昨年も言いましたけれども、本当にこの人たちの人件費に見合っただけの活躍をしていただけるのかと。これがこれだけ充実されたことの検証を、ぜひやっていただきたいというのが2つ目です。

3つ目は、グループホームがだんだんできて、これまでそこに膨大な金がかかりました。けれども、西駒郷もだんだん人数が少なくなり、来年からは新たにつくるグループホームが少なくなってくる。かかってきたお金などはだんだん少なくなってきました。そこで、これまで移行にかかっていた県単の事業予算を、来年はそのままぜひ、県の福祉に充てていただきたい。来年の予算措置について、今からお願いしたいと思えます。

というのは、例えば昔、小規模作業所は、運営に対して国の補助金はありませんでした。2分の1を県が補助するという単独事業。こういうのがなぜかこの148人に流れてしまったのではないかと感じることもあります。それでお願いしたいのは、やはり質問しました、新体系移行に関する共同作業所について、移行したところは42か所、市町村単独の共同作業所は9か所あると。やはり移行できないのは移行できない事情のようなものがあると思うんです。松本市とか、大きなところならいいんですが、私の理解では、合併しようと思っても、合併には30キロ以内の2つとか、行政区をまたいではいけないとか、縛りがあると思うんです。そうすると、小さい市町村で、親たちがやっていて、村が細々と支援しているようなところにこそ、20人に達しなくても県でお金を出せるということですので、ぜひお金を充実させて、人件費だとか建物ではなくて、本当にそこに通っている子供たちに、直接、支援のお金が県から回っていくようにお願いしたいと思えます。

(合津委員長)

ありがとうございました。それでは、小口委員さん。

(小口委員)

私と清水さんが、一応行政の代表ということで来ていますが、皆様方とちょっとスタンスが違いまして、皆様方、それぞれ理念と信念を持たれて、ステージは違いましても福祉を広い意味で充実させたいという方々でございますので、私どもがあまり意見をいうと、逆にネガティブになってしまいがちなので、比較的黙っていたいというふうに思っております。

テーマ設定については、やはりそれぞれの分野の皆様がしていただいて、私たちはそれをどのように具現化していくかという立場で、また市長会、町村会の中で、次へ展開していく立場かなと考えております。そのテーマ設定については、今、皆様方がおっしゃられた理念、信念のステージで、ぜひ設定していただきたいというふうに思います。

県に一つだけ、この永続的な福祉という点で質問がありますが、先程「ユニットケアでないところへも支援をしていく」という、非常に画期的なワンフレーズがあったんですが、それは県単の施策なのか、国、厚生労働省が多少、矛先を変えたのか、そこだけ教えてください。

(清水課長)

厚生労働省は矛先といいますか、変わっておりませんで、基本はユニットだというふうに言っています。それで、老人福祉施設に対する補助制度というのは、昔は国が半分出して県が4分の1出すという制度だったんですが、平成18年から全部一般財源化されて、みんな県に財源が来ている状況です。その配分の仕方はというと、国が言っている、「ユニットケアを尊重しましょう」と、それはそれで目標としてはいいんだろうけれども、実態としてそればかりやっていたときに、昨年この会でも出たと思いますけれども、低所得者の行き場がなくなるじゃないかと、そういう問題があるわけです。あるいは、ユニットケアにしたけれども、実際には介護職員が間に合わなくて空床にしているとか、そういう施設が幾つかあるわけです。そんな実態があるのであれば、無理にユニットケアばかり追及する必要はないだろうと、県のスタンスとして、そこを変えたということでもあります。ですから、今年はないですけれども、今後、そういうものが要望として出てくれば、それを県としては補助していくということになります。

(小口委員)

行政的にはそうなんですが、簡単にいうと、10の施設、麻績から南木曾まで持っている中で、10の施設の1つだけ、一番新しいものが個室ユニットでないと補助金が出ないということでしたところ、これが一番もうかっているんですよ、正直に言えば。もうかるという表現は悪いんですが、10企業体としたときには、そこが一番、経営体質がいいんですけども、当然、その分は、広い意味で介護保険料にかかってくるということですよ。また、高い福祉サービスを求めようとするのは、これは万人が当たり前であって、ただ、それを供給する若者が、今度は逆に、3Kなのか5Kなのかよくわかり

ませんが、そういう職場であるという、この矛盾があるものですから、どこかでやっぱり、厚生労働省が中福祉・中負担が日本の今後の未来だと言っている以上、私たちは永続的な経営観点から、嫌でもものを言っていかなければいけないということです。

(清水課長)

経営上の話で、その施設がいいという話は、おそらくホテルコストを高くとれるから有利だということだろうかと思います。反面、先ほど申し上げたように、それは入所者が負担しなければいけないホテルコスト負担を、なかなか負担できない人もいるだろうということだろうと思います。

厚生労働省はもともとユニットケアを推進してはいるんですが、絶対ユニットケアでなくてはだめだとは必ずしも言っていたわけではないんです。

(小口委員)

そこは事務方に聞いても、現実には、では今、2人部屋、4人部屋の特養を申請しても、補助金は出ないとみんな言っていますよ。

(清水課長)

それは昨年まではそういう運用をしております、本県もそうしておりましたが、そこは変えたということです。

(清水委員)

最後になってしまいましたけれども、私も小口委員さんと同じ立場ですので、なるべく聞き手に回って、この現場の皆さんの切実な声を理解して、自分たちの施策に反映したいと思っております。そのことが一つ。

それから昨年から、介護従事者が非常に給料が安くて、これでは生活していけないということで、どんどん現場から去ってってしまうので、何とかしなくてはということが言われていた一方、経営体のほうから見ると、どうしてそんなに介護従事者を絞るかということ、やはり経営が大変だから、介護従事者を絞らざるを得ない、ということかと思うんですね。経営をよくする、そういう指導が必要になるのではないかと。

実はこれは私どもの社協が、18年、19年と、2,500万円、それから1,600万円という赤字を出して、身につまされて感じているんですが、県の指導監査も、経営のよくなる監査はされていないんですね、細かいことをいっぱい指摘します。本当をいうと、どちらでもいいようなことばかり指摘されて、それで経営がよくなることがあるのかなと思って中を見ると、ないんですね。何か形式だけ重視しているのではないかと思わざるを得ないようなことがあって、これでは困るというふうに思います。

この資料2 - 4の2ページのところにも、介護サービスの質の向上ということで、

「介護人材の養成、確保」とされておりますが、これが本当に現実に実行できるようなことをお願いしたい。やはり人があっての福祉事業ということになりますので、人をあまりいじめることをやっても、これは全然前向きに行かないと思うんです。やはり給与、つまり自分の生活の保障ができていかないと、実際、福祉の質がよくなるなんてことは望めないのではないかと思いますので、並みの生活ができる、そのことをやはり県としては考えて、福祉施設の経営指導をやっていていただきたいと思います。

(合津委員長)

ありがとうございました。それでは時間がまいりましたので、今までご意見をいただきまして、問題はかなり集約されてきているというふうに思います。

今、出していただきましたように、例えば清水委員さん、唐沢委員さん、それから児玉委員さん、高岡委員さんから、やはり人材確保、あるいは人材育成という育成も含めて課題がありました。それから、制度面に関して、昨年と同様、主には障害者関連のことでしたが、高岡委員さん、それから福岡委員さん、そして小口委員さんから、高齢者、障害者に関連する制度の課題。それから、子育て支援に関連して、児童虐待を含めて増田委員さん、田中委員さんからご意見いただきました。合わせて、神戸委員さんから権利擁護に関連すること。そして、新しく、今年度取り組む必要があると考えられる意見として、サービス提供体制、あるいは基盤整備といったもののあり方。相談窓口それから施設整備といったものも含めたサービス提供体制、基盤整備、これを一つにまとめていかどうかはまた別の問題だと思っておりますが、今日は大きく5つのテーマが出されたと、私は認識をしております。

このようなテーマで、スケジュールに沿いまして、次回までに個別意見と、それを集約した項目として、今、私が申し上げたことを大項目、中項目として審議を進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。また追加意見がございましたら、ぜひ事務局のほうへお送りいただく等、お願いしたいと思っております。

また、必ずしも提言書をつくるというのが本審議会の趣旨ではありませんけれども、1年間審議が進みましたら、審議状況に基づいて、本年度も提言書のような形も考えてまいりたいと思っております。その点についてもよろしいでしょうか。状況に応じてということになるかとは思いますが、

(児玉委員)

一つだけ、県のほうにお願いがあるんですが。人材確保に関して、結論を申しますと、アンケートというか調査をしてほしいと。それはなぜかという、先ほど学校へ入ってくるのは中高年の方が多いといいましたが、それでは中高年の就職がどのぐらいできているのか、男性の場合と女性の場合と。もう一つ、外国籍の方がどのぐらい就業なさっているのかという現状も、少し調査しておかれることが望ましいのではと思うんです。

と申しますのは、いろいろな施策が3年、5年という時限ですが出てきますけれども、若者だけを頼っていくと限界が生じるだろうと思います。既にもう県内でもインドネシアから始まり、次々と出てきます。すると、その辺のバランスをどう図っていくのかをきちんとしておかないと、今度はもっと厳しい問題に陥ってくるのではないかと思います。とりあえず現状はどうなのか、3年、5年後にどうなるのか、10年後あたりにはどう踏み切っていくのかと。やはりその辺まで視点をしておかないと、守れないのが現状ではないか。その辺のところは一つ、調査を始められてはいかがかという提案です。

(合津委員長)

ありがとうございます。では、またその辺を踏まえていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

では、今日申し上げた大きく5つのテーマについて整理し、委員の皆様にお諮りした上で、審議を進めさせていただきたいと思います。

それでは時間、定刻を5分過ぎてしまいました。以上で、本日予定していた審議事項は終了とさせていただきたいと思います。本日は活発にご意見をいただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局にこれでお返しをしたいと思います。ありがとうございました。

4 閉 会

(佐藤企画幹)

委員長さん、並びに委員の皆様、長時間にわたりご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

次回の日程については、再度調整をさせていただいた上で決めさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、本日の審議会を閉じさせていただきます。まことにありがとうございました。